



札幌市都市公園の維持管理に関する協定書の改定協定書（第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「乙」という。）において令和5年3月24日付けで締結した農試公園等に係る札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）及び改定協定書に関し、甲と乙は、原協定書第17条第4項及び第37条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第1条 原協定書第17条第4項の規定に基づき、令和5度中に予定していた施設の改修工事が実施されず、施工が令和6年度に移行するため、有料運動施設を休止しなかったことから、当初想定していた利用料金収入を大幅に上回ったため、令和5年度の管理費用のうち「12,648千円」を減額とし、令和6年度の有料運動施設を休止に伴う利用料金減収の補填分として「12,648千円」を増額し、改定協定を行った原協定書第17条第1項については、当初の指定管理費に増減が発生しないため「金411,168千円」とする。

第2条 原協定書第17条第2項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1回目	4月	27,706千円	<u>36,559千円</u>	23,911千円	23,911千円	23,911千円
2回目	7月	27,706千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
3回目	10月	<u>15,058千円</u>	23,911千円	23,911千円	23,911千円	23,911千円
4回目	1月	9,234千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円	7,971千円
合計	—	<u>79,704千円</u>	<u>92,352千円</u>	79,704千円	79,704千円	79,704千円

第3条 この協定は、締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和5年11月13日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公益財団法人札幌市公園緑化協会

代表者 理事長 近藤 哲也

